

令和 3 年度地方債同意等額（臨時財政対策債分）について

以下のとおり、地方財政法第 5 条の 3 第 1 項並びに第 5 条の 4 第 1 項又は地方財政法施行令第 2 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (臨時財政対策債分) (B)	既同意等額 【1 次協議+届出 (7 月分まで)】 (A)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(0) 47,193	(88) 64,424	(88) 111,616	(241) 136,372
東日本 大震災分	(0) 0	(0) 9	(0) 9	(1) 11
総計	(0) 47,193	(88) 64,433	(88) 111,625	(242) 136,383

※ () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

2. 今回同意等を行う事業債

臨時財政対策債 (47,193 億円)

3. 今後のスケジュール

- 個別協議（臨時財政対策債）：8 月 27 日（金）に同意等予定
- 個別協議（過疎対策事業債）：10 月下旬に同意等予定
- 2 次協議分：2 月中旬に同意等予定

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方債同意等額について(令和3年度 個別協議(臨時財政対策債)分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (1次協議+届出(7月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	56,050	42,738		42,738	13,312	76.3%
公 共 事 業 等	16,098	14,674		14,674	1,424	91.2%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	291		291	▲291	-
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,103	1,294		1,294	▲191	117.4%
災 害 復 旧 事 業	1,141	702		702	439	61.5%
教育・福祉施設等整備事業	3,319	4,611		4,611	▲1,292	138.9%
学 校 教 育 施 設 等	1,223	1,726		1,726	▲503	141.2%
社 会 福 祉 施 設	371	378		378	▲7	102.0%
一 般 廃 棄 物 処 理	639	1,750		1,750	▲1,111	273.8%
一 般 補 助 施 設 等	549	485		485	64	88.4%
施設(一般財源化分)	537	271		271	266	50.4%
一 般 単 独 事 業	27,724	20,468		20,468	7,256	73.8%
一 般	2,322	6,243		6,243	▲3,921	268.9%
地 域 活 性 化	690	874		874	▲184	126.6%
防 災 対 策	871	501		501	370	57.5%
地 方 道 路 等	3,221	3,452		3,452	▲231	107.2%
旧 合 併 特 例	6,200	2,116		2,116	4,084	34.1%
緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	1,987		1,987	3,013	39.7%
公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	3,396		3,396	924	78.6%
緊急自然災害防止対策	4,000	1,431		1,431	2,569	35.8%
緊急浚渫推進事業	1,100	469		469	631	42.7%
辺地及び過疎対策事業	5,520	468		468	5,052	8.5%
辺 地 対 策	520	468		468	52	90.0%
過 疎 対 策	5,000	-		-	5,000	-
公共用地先行取得等事業	345	231		231	114	66.9%
行 政 改 革 推 進	700	-		-	700	-
調 整	100	-		-	100	-
公 営 企 業 債	24,726	21,672		21,672	3,054	87.6%
水 道 事 業	5,258	5,436		5,436	▲178	103.4%
工 業 用 水 道 事 業	303	330		330	▲27	109.0%
交 通 事 業	1,739	1,335		1,335	404	76.8%
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	195	206		206	▲11	105.9%
港 湾 整 備 事 業	571	478		478	93	83.7%
病院事業・介護サービス事業	3,637	2,925		2,925	712	80.4%
市場事業・と畜場事業	375	221		221	154	59.0%
地 域 開 発 事 業	658	505		505	153	76.7%
下 水 道 事 業	11,934	10,183		10,183	1,751	85.3%
観 光 そ の 他 事 業	56	52		52	4	93.4%
臨 時 財 政 対 策 債	54,796	-	47,193	47,193	7,603	86.1%
退 職 手 当 債	800	-		-	800	-
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(241)	(88)		(88)	(153)	36.3%
合 計	(241) 136,372	(88) 64,410	47,193	(88) 111,603	(153) 24,769	36.3% 81.8%
減 収 補 填 債 (5 条 分)	-	-		-	-	-
減 収 補 填 債 (特 例 分)	-	-		-	-	-
猶 予 特 例 債	-	1		1	▲1	-
特 別 減 収 対 策 債	-	-		-	-	-
借 換 債	-	12		12	▲12	-
総 計	(241) 136,372	(88) 64,424	47,193	(88) 111,616	(153) 24,756	36.3% 81.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
(注) 以下にあげる事業債の既同意等額(B)と合計(D)の財政融資資金には令和2年度補正分の本省繰越額を含む。
 公共事業等:11億円 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業:187億円 学校教育施設等:222億円 一般廃棄物処理:314億円
 一般補助施設等:8億円

2 東日本大震災分 (単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (1次協議+届出(7月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	10	9		9	1	89.8%
公 営 住 宅 建 設 事 業	7	7		7	▲0	104.0%
災 害 復 旧 事 業	2	0		0	2	8.0%
一 般 補 助 施 設 等 ※ ※	-	1		1	-	-
一 般 単 独 事 業	1	0		0	1	16.7%
公 営 企 業 債	1	0		0	1	17.2%
水 道 事 業	1	0		0	1	17.2%
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1)	-		-	(1)	-
総 計	(1) 11	- 9		- 9	(1) 2	- 83.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計 (単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (1次協議+届出(7月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(241) 136,372	(88) 64,424	47,193	(88) 111,616	(153) 24,756	36.3% 81.8%
2 東日本大震災分	(1) 11				(1) 2	- 83.2%
合 計	(242) 136,383	(88) 64,433	47,193	(88) 111,625	(154) 24,758	36.2% 81.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
(注) 以下にあげる事業債の既同意等額(B)と合計(D)の財政融資資金には令和2年度補正分の本省繰越額を含む。
公共事業等:11億円 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業:187億円 学校教育施設等:222億円 一般廃棄物処理:314億円
一般補助施設等:8億円